

### 3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

勸告	説明図表番号
<p>厚生労働省は、有料老人ホームに関する情報提供について、都道府県等に対し、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 9 年 12 月 19 日付け老振第 143 号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知。以下「9 年 12 月通知」という。）に基づき、各有料老人ホームから提出を受けた毎年 7 月 1 日現在の重要事項説明書の配布や「有料老人ホーム情報開示等一覧表」（以下「情報開示一覧表」という。）の作成・公開により、有料老人ホームの利用者に対する情報提供に努めるよう要請しており、平成 27 年 7 月の改正通知においても、これらの取扱いについて周知徹底を図っている。</p> <p>重要事項説明書は、有料老人ホームの事業主体や施設の設備、サービス内容、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたものである。一方、情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を 20 項目にまとめたものとなっており、入居希望者やその家族が複数の施設を比較検討するための「インデックス情報」としての役割を果たしている。</p> <p>以上のことから、有料老人ホームの利用者においては、情報開示一覧表で施設の概要を確認し、詳細な情報を把握したい場合に重要事項説明書を確認することが想定されるため、重要事項説明書及び情報開示一覧表は、一体的に公開することが利用者にとってより有用であると考えられる。</p> <p>また、厚生労働省は、これらの公開方法について、平成 27 年 7 月の改正通知においても、引き続き管内市町村、福祉事務所等への配布を基本としている。しかし、介護サービス情報（介護保険法第 115 条の 35 第 1 項）やサ高住の登録事項（高齢者住まい法第 6 条第 1 項）がインターネットにより利用者に情報提供されていることを踏まえると、有料老人ホームに関する情報についても、これらと同様に、インターネットによる情報提供を基本とし、紙媒体による情報提供や閲覧にも引き続き対応する必要があると考えられる。</p>	<p>図表 3-①</p>
<p>なお、「多様化する有料老人ホームに関する実態調査報告及び利用者等に関する調査報告」（平成 21 年度厚生労働省委託事業）の「有料老人ホームの入居意向者に対するアンケート調査結果」によると、入居検討に当たり欲しいけれど入手しにくい情報として、「自治体からの情報」や「重要事項説明書」を挙げた者がそれぞれ全体の約 3 割と上位を占めている。</p> <p>有料老人ホームの事業内容が多様化している中で、利用者のより適切な入居施設の選択に資する確かつ安心できる情報提供が重要となっている。</p>	<p>図表 3-② 図表 3-③</p>
<p>今回、30 都道府県等における重要事項説明書及び情報開示一覧表の平成 27 年 7 月末現在の公開状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>(1) 重要事項説明書の公開状況</b></p> <p>調査した 30 都道府県等のうち 13 都道府県等では、重要事項説明書をインターネット若しくは紙媒体又はその両方で公開（注 1）しており、うち 6</p>	<p>図表 3-④</p>
<p>図表 3-⑤</p>	<p>図表 3-⑤</p>

<p>都道府県等は紙媒体でのみ閲覧又は配布を行っていた。しかし、当該 6 都道府県等では、いずれも閲覧又は配布場所について周知しておらず、うち 1 都道府県等においては閲覧実績がなかった(注 2)。当該 6 都道府県等のうち 3 都道府県等は、今回の当省の調査を契機として、他の都道府県等における取組状況を参考に、今後公開を検討したいとしている。</p> <p>一方、残りの 17 都道府県等では、重要事項説明書を公開しておらず、その理由について、i) 施設の実態が重要事項説明書の公開時点と異なる可能性があり、利用者に混乱を与えかねないため(5 都道府県等)、ii) 重要事項説明書は利用者が施設に請求し入手すべきものであるため(5 都道府県等)などとしている。しかし、重要事項説明書を公開している都道府県等では、重要事項説明書の作成時点を明示するとともに、最新の情報については、各施設に直接問い合わせるよう注意喚起を行うことで、公開による支障は生じていないなどとしている。</p> <p>(注 1) 13 都道府県等のうち 1 都道府県等では、従来から重要事項説明書をインターネットで公開していたが、ホームページの更新作業及び最新の重要事項説明書の掲載準備のため、平成 27 年 4 月から同年 9 月まで公開を休止し、同年 10 月から、インターネットでの公開を再開している。</p> <p>(注 2) 残りの 5 都道府県等では、閲覧実績を把握していなかった。</p>	<p>図表 3-⑥</p> <p>図表 3-⑦</p>
<p>都道府県等から指導指針に基づく指導を受けている場合、有料老人ホームの設置者は、重要事項説明書にその旨を記載することとされている。これらの情報は利用者にとって関心事項と考えられるが、都道府県等がインターネットにより重要事項説明書を公開していない場合、利用者は、入居を希望する施設の重要事項説明書を取り寄せて比較検討を行わなければならないこととなる。</p> <p>以上のことを踏まえると、都道府県等がインターネットにより重要事項説明書を公開することは、利用者の利便性や入居施設の適切な選択に資すると考えられる。また、各施設のサービス内容や利用料金、指導指針に対する適合状況等の詳細が広く明らかとなるため、これらの情報を公開される施設側にとっては、指導指針への適合やサービス向上のための努力が求められることとなり、施設の健全な運営を促す効果も期待できると考えられる。</p>	<p>図表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p><b>(2) 情報開示一覧表の公開状況</b></p> <p>調査した 30 都道府県等のうち 15 都道府県等では、情報開示一覧表を作成又は公開しておらず、その他の様式で作成し、インターネットにより公開していた。</p> <p>しかし、これらの内容をみると、情報開示一覧表と比較して限定的なものとなっており、うち 11 都道府県等では、「施設名」、「施設の類型」、「所</p>	<p>図表 3-⑤ (再掲)</p> <p>図表 3-⑧</p>

<p>在地」及び「電話番号」の4項目のみとなっているなど、利用者が入居施設を比較検討する上で参考になると考えられる「入居一時金」や「月額利用料（総額）」などの利用料金に関する情報が全く提供されていない。</p> <p>情報開示一覧表を作成又は公開していない理由について、上記15都道府県等では、i) 9年12月通知を承知していなかったため（7都道府県等）、ii) 情報開示一覧表の内容の大半は、インターネットで公開している重要事項説明書の内容と重複するため（1都道府県等）などとしている。</p> <p>一方、情報開示一覧表を作成・公開している15都道府県等のうち3都道府県等では、紙媒体でのみ閲覧又は配布を行っていた。しかし、このうち2都道府県等では、閲覧又は配布場所を周知しておらず、うち1都道府県等においては閲覧実績がなかった（注）。また、インターネットにより公開していた12都道府県等についてみると、重要事項説明書と一体的に公開していたものは半数の6都道府県等にとどまっていた。</p> <p>なお、平成27年7月の改正通知を受け、情報開示一覧表を作成又は公開していなかった15都道府県等のうち1都道府県等が28年2月1日現在で紙媒体による閲覧又は配布を行っている。</p> <p>また、調査した都道府県等の中には、入居希望者が入居先を選択する際の判断要因となる重要な情報であること等から、i) 情報開示一覧表の様式に「指導指針への適合状況」を付加してインターネットにより公開しているもの（2都道府県等）や、ii) 指導指針の主要15項目に対する適合状況一覧をインターネットにより公開しているもの（1都道府県等）がみられた。</p> <p>（注）残りの1都道府県等では、閲覧実績を把握していなかった。</p>	<p>図表 3-⑨</p> <p>図表 3-⑤ （再掲）</p> <p>図表 3-⑧ （再掲）</p> <p>図表 3-⑩</p>
<p><b>(3) 有料老人ホームに関する情報提供の充実</b></p> <p>サ高住については、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が運用する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」により、全国の登録住宅に関する情報が一元的に公開されている。</p> <p>一方、有料老人ホームについては、厚生労働省が一元管理する「介護サービス情報公表システム」において、「特定施設入居者生活介護」として介護付有料老人ホームの情報が公開されているのみであり、有料老人ホーム全体の約6割を占めている住宅型有料老人ホームについては、届出情報等を公開するシステムがない。</p> <p>このようなことから、調査した都道府県等からは、有料老人ホームの利用者にとって分かりやすい情報提供を行うためには、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム及びサ高住の情報を比較検討できるような統一的な情報提供システムの整備が望まれるといった意見がみられた。</p> <p>また、住宅型有料老人ホーム及びサ高住の多くは、必要に応じて、外部の介護事業者から介護サービスの提供を受けることになり、入居者自身で</p>	<p>図表 3-⑪</p> <p>図表 3-⑫</p> <p>図表 3-⑬</p> <p>図表 3-⑭</p> <p>図表 3-⑮</p> <p>図表 1-(1)-⑯ （再掲）</p> <p>図表 3-⑰</p> <p>図表 1-(1)-⑱ （再掲）</p>

必要なサービスを選択する必要があるため、これらの施設等の周辺で提供される介護サービス事業所等の情報との連携も重要と考えられるが、統一的な公表事項等が定められているわけではないことから、両者を横断的に比較検討することが難しく、入居希望者それぞれのニーズに見合った住まいを選ぶ環境としては不十分な状況となっている。

政府は、2020 年代初頭までの「介護離職ゼロ」の実現に向け、サ高住の供給量を約 2 万人分増加するなどにより要介護者の受皿を拡大することとしていることから、有料老人ホームを含む制度横断的な情報提供システムの構築が望まれる。

前述のとおり、届出施設に係る情報の公開は十分に図られているとはいえ、未届施設の実態把握や施設における事故の発生・再発防止を進めるためには、より効果的に情報の公開を促進する必要がある。

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等に対し、i) 重要事項説明書の一層の公開を進めること、ii) その際、情報開示一覧表と一体的に公開することについて要請すること。
- ② 重要事項説明書及び情報開示一覧表の公開方法について、インターネットを基本としたものに見直すこと。

図表 3-⑰

図表 3-① 都道府県等における有料老人ホームの利用者に対する情報提供に関する通知

○ 「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 9 年 12 月 19 日付け老振第 143 号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知）〈抜粋〉

2 有料老人ホームの施設等に関する報告徴収及び情報提供

有料老人ホームの施設等に関する報告徴収に当たっては、有料老人ホームを設置しようとする者から、老人福祉法第 29 条に基づく設置の届出（以下「届出」という。）事項として局長通知の別紙様式「有料老人ホーム重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）の提出を受け、以後、毎年 7 月 1 日現在における各有料老人ホームの現況報告等について、重要事項説明書により求めること。

また、届出時の重要事項説明書については届出後 1 か月以内に、毎年 7 月 1 日現在の重要事項説明書については毎年 8 月末日までに本職あて送付されたい。

併せて、この重要事項説明書については、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県において、さらに付加することは差し支えない。

3 有料老人ホーム情報開示等一覧表の作成及び公開

局長通知の 2(4) 中「各施設においてどのような情報が開示されているかについて一覧表を作成し、都道府県、市町村等において公開されたい。」については、各有料老人ホーム設置者から、届出時及び毎年 7 月 1 日現在の情報開示の状況について報告を求め、都道府県において別添様式「有料老人ホーム情報開示等一覧表」（以下「情報開示一覧表」という。）により作成するものとし、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、公開することにより、利用者に対する情報提供に努められたい。

(様式)

有料老人ホーム情報開示等一覧表

都道府県名 \_\_\_\_\_

(平成 年 月 日現在)

施設名			
施設の類型			
所在地（市区町村名）			
事業主体名			
開設年			
入居者数／入居定員			
一時金	入居一時金（円）		
	介護費用の一時金（円）		
	返還金の保全措置		
入居者基金への加入			

月額利用料（円） （食費、管理費、介護費用を含む）				
要介護状態になっ た場合	介護を行う場所			
	追加費用の有無*			
体験入居の有無				
情報開示	重要事項説明書の公開			
	契約書の公開			
	管理規程の公開			
	財務諸表の閲覧			
(社)全国有料老人ホーム協会への加入				
備考				

\*介護費用の一時金及び月額利用料以外の介護サービスに係る別途の追加費用負担の有無を記入。

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知）

<抜粋>

2 指導上の留意点

(6) 情報開示、報告の徴収等

有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われたい。

(中略)

さらに、各都道府県においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

- 「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 27 年 7 月 30 日付け老高発第 0730 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）<抜粋>

2 有料老人ホームの標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）の提出

有料老人ホームの施設等に関する報告徴収に当たっては、以下のとおりとする。

(1) 設置等に際しての提出

有料老人ホーム（サ高住の登録を受けようとする有料老人ホームを除く。）を設置しようとする者については、老人福祉法第 29 条に基づく設置の届出（以下「届出」という。）事項として重要事項説明書の提出を受けることとする。

サ高住の登録を受けようとする有料老人ホームについては、登録申請時に重要事項説明書

の提出を受けることとする。

(2) 定期の報告徴収

毎年8月末日までに、7月1日現在における各有料老人ホーム（サ高住の登録を受けている有料老人ホームを含む。）の現況報告等について、重要事項説明書により求めること。

3 有料老人ホームに関する情報提供等

各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書について、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県等において、さらに付加することは差し支えない。

また、標準指導指針の2(6)中「各都道府県等においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するように努められたい。」については、各有料老人ホーム設置者から、届出時及び毎年7月1日現在の情報開示の状況について報告を求め、都道府県等において別添様式「有料老人ホーム情報開示等一覧表」により作成するものとし、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、公開することにより、利用者に対する情報提供に努められたい。

(様式)

有料老人ホーム情報開示等一覧表

都道府県・指定都市・中核市名 \_\_\_\_\_

(平成 年 月 日現在)

施設名			
サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無			
施設の類型*1			
所在地（市区町村名）			
事業主体名			
開設年			
定員等	入居者数／入居定員*1		
	住宅戸数*2		
前払金	入居一時金（円）		
	介護費用の一時金（円）		
	返還金の保全措置		
入居者基金への加入			
月額利用料（円） （食費、管理費、介護費用を含む）			
要介護状態になった場合	介護を行う場所		
	追加費用の有無*3		

体験入居の有無			
情報開示	重要事項説明書の公開		
	契約書の公開		
	管理規程の公開		
	財務諸表の閲覧		
(公社)全国有料老人ホーム協会への加入			
備考			

\*1 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームを除く。  
 \*2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームのみ記入。  
 \*3 介護費用の一時金及び月額利用料以外の介護サービスに係る別途の追加費用負担の有無を記入。

(注) 下線は当省が付した。

### 図表 3-② 介護サービス情報の公開に関する規定

<p>○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）＜抜粋＞</p> <p>（介護サービス情報の報告及び公開）</p> <p>第 115 条の 35 <u>介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公開されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公開しなければならない。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>（指定情報公表センターの指定）</p> <p>第 115 条の 42 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）＜抜粋＞</p> <p>（法第 115 条の 35 第 3 項の厚生労働省令で定める介護サービス情報）</p> <p>第 140 条の 47 <u>法第 115 条の 35 第 3 項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第 1</u></p>
--



項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。) は、別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する情報とする。

別表第1 (略)

別表第2 (略)

○ 「「介護サービス情報の公開」制度の施行について」の一部改正について」(平成25年3月29日付け老振発第0329第4号厚生労働省老健局振興課長通知) <抜粋>

7 情報の公表

(2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

指定情報公表センター等は、都道府県内の公表対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、指定情報公表センター等は、インターネットによる公表情報が適切に要介護高齢者等である利用者に伝わるよう、利用者の家族、地域、市町村(保険者)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対する本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

指定情報公表センター等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表 (略)

(注) 下線は当省が付した。

### 図表3-③ サ高住の登録事項の情報開示に関する規定

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号) <抜粋>

(登録の申請)

第6条 前条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～十五 (略)

2 (略)

(登録事項の公示)

第16条 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

○ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号) <抜粋>

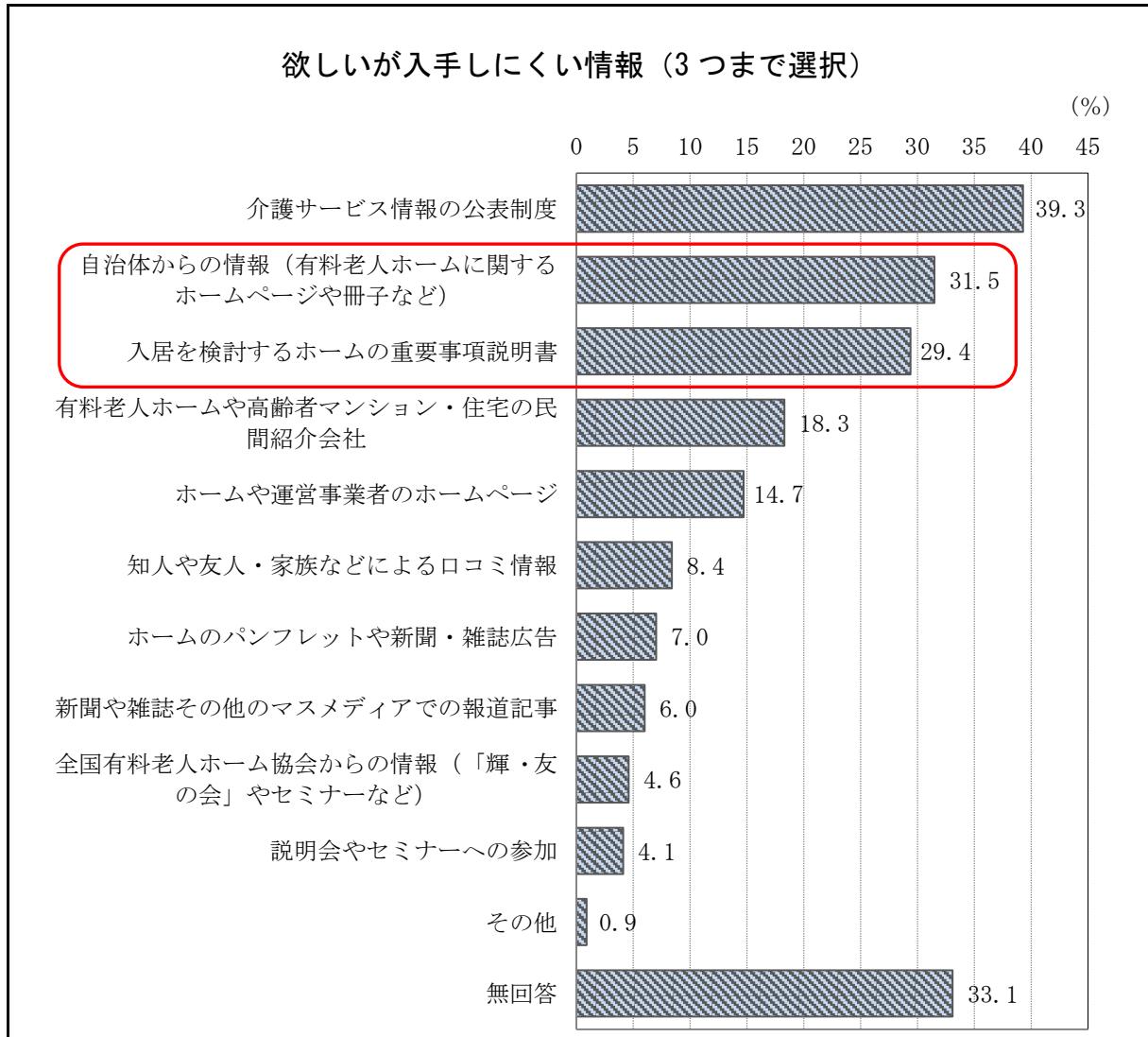
(登録事項の公示方法)

第 19 条 法第 16 条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 高齢者住まい法第 16 条に規定する「登録事項」とは、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項を指す。

図表 3-④ 有料老人ホームの入居意向者に対するアンケート調査結果<抜粋>



(注) 平成 21 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「多様化する有料老人ホームに関する実態調査報告及び利用者等に関する調査報告」(平成 22 年 3 月)に基づき、当省が作成した。

図表 3-⑤ 重要事項説明書、情報開示一覧表等の公開状況（平成 27 年 7 月末現在）

都道府県等	重要事項説明書			情報開示一覧表				その他の 一覧表
	公開	公開方法		作成	公開	公開方法		
		インターネット	紙			インターネット	紙	
北海道	×			○	○	○		
札幌市	×			○	○	○		
宮城県	○		○	○	○		○	
仙台市	○		○	○	○		○	
福島県	○	○	○	○	○	○	○	
郡山市	×			○	×			○
群馬県	×			×	×			○
前橋市	×			×	×			○
埼玉県	○	○		○	○	○		
さいたま市	○	○		○	○	○		
千葉県	○	○		○	○	○		
千葉市	○	○		○	○	○		
東京都	○	○		×	×			○
神奈川県	○	○		○	○	○	○	
富山県	×			○	×			○
富山市	×			○	×			○
山梨県	×			○	×			○
愛知県	×			○	○	○	○	
名古屋市	×			○	○	○		
大阪府	○		○	○	○	○	○	
大阪市	×			○	○	○		
島根県	×			×	×			○
松江市	×			×	×			○
広島県	×			×	×			○
広島市	×			×	×			○
香川県	○		○	×	×			○
高松市	○		○	×	×			○
福岡県	×			○	×			○
福岡市	○		○	○	○		○	
佐賀県	×			×	×			○
実施数	13	7	7(6)	20	15	12	7(3)	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「その他の一覧表」の公開状況については、情報開示一覧表を作成又は公開していなかった 15 都道府県等について作成した。

3 「○」は実施している都道府県等を、「×」は実施していない都道府県等を示す。

4 神奈川県は、従来から重要事項説明書をインターネットで公開していたが、ホームページの更新作業及び最新の重要事項説明書の掲載準備のため、平成 27 年 4 月から同年 9 月まで公開を休止し、同年 10 月から、公開を再開していることから、本表では「○」とした。

5 ( ) 内は内数で、紙媒体でのみ閲覧又は配布を行っていた都道府県等を指す。

6 重要事項説明書と情報開示一覧表を一体的に公開していた 6 都道府県等を網掛けとした。

7 郡山市は、平成 27 年 10 月から、情報開示一覧表の公開を紙媒体で開始し、28 年 3 月からは、重要事項説明書と情報開示一覧表をホームページで一体的に公開している。

図表 3-⑥ 重要事項説明書を公開していない主な理由

区 分	概 要
利用者に混乱を与えかねない (5 都道府県等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要事項説明書の公開は義務ではなく、都道府県等の裁量に任されていると考えている。公開後に事業者が重要事項説明書を変更することも考えられ、内容に齟齬が生じて利用者に混乱を与えてしまう可能性がある。</li> <li>・ 重要事項説明書の公開は作成時点とタイムラグが生じ、公開内容と施設の実態が異なるなど、利用者に無用な混乱が生じるおそれがある。また、重要事項説明書の公開に必要な事務量も膨大なものとなる。</li> </ul>
利用者が施設に直接請求すべき (5 都道府県等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料老人ホームは、民間事業者と利用者による契約が基本となるため、有料老人ホームの設置者において情報開示に取り組むべきと考えており、都道府県等として積極的に情報提供を行っていく必要性を感じていない。</li> <li>・ 有料老人ホームの利用者から、重要事項説明書の公開請求や公開を要望する意見を受け付けたことがなく、正確な最新情報を取得するためには、有料老人ホームの設置者に同書を直接請求することが最適と考えている。</li> </ul>
施設の承諾を得ることが困難 (2 都道府県等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要事項説明書をインターネットで公開することは望ましいと思うが、各施設から承諾を得る必要があり、実現には困難が伴う。</li> <li>・ 有料老人ホームは、その規模、体制等が施設ごとに大きく異なるため、施設側が横並びで利用者に比較されることに対して抵抗を感じ、重要事項説明書の公開について承諾しないおそれがある。</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、類似意見を含めた都道府県等の数を示す。

図表 3-⑦ 重要事項説明書をインターネットで公開している都道府県等からの意見

- ・ 都道府県等がインターネット等で提供する情報は、利用者にとってはあくまで取っ掛かりであり、他の施設との比較検討を行う上での材料提供である。更に詳しい情報を入手したい利用者は、必ず施設にアクセスするはずであり、詳細な情報は施設に確認することになる。一方、中小の事業者は広報手段が限られており、都道府県等がインターネットで公開することは大きなメリットとなるはずなので、積極的に公開すべきである。
- ・ 重要事項説明書をインターネットで公開するに当たって、初年度は各施設の事業者に関々に説明し、確認を取っていた。当時も事業者から特に苦情はなかったと聞いており、現在では当然公開されるものとして理解されているようである。重要事項説明書を掲載しているホームページには、「重要事項説明書は都道府県に提出されているものを掲載しておりますが、最新のもの各施設に直接請求して下さい」と案内するとともに、施設ごとに作成時点を明示しているが、この点について利用者から苦情を受けたことはない。
- ・ 有料老人ホームの設置者に対し、各施設の重要事項説明書及び情報開示一覧表の報告を依頼する際、依頼文（担当課長名の公文）において、「重要事項説明書及び情報開示一覧表につきましては、県ホームページで公開いたしますので、御留意ください」と明示しており、公開自体に特に支障や課題等はない。
- ・ 重要事項説明書は、利用希望者に対し施設が交付しなければならないものであるため、公開に当たり施設の了承を得る必要はなく、公開に特段のあい路はない。また、重要事項説明書の記載内容が変更された場合、全施設のチェックを行うことは体制面から困難であるが、重要事項説明書を掲載したホームページには、作成時点を明示するとともに、最新の情報とは異なる場合があるため、詳細は各施設に直接問い合わせるよう案内している。

(注) 当省の調査結果による。

図表3-1⑧ 情報開示一覧表等により公開されている有料老人ホームの主な情報（平成27年7月末現在）

施設名	施設の類型	有料老人ホームの表示事項					所在地（市区町村名）	電話番号	事業主体名	開設年	入居者数	入居定員	居室数	一時金			入居者基金への加入	月額利用料		介護状態になった場合	体験入居の有無	情報開示				職員の状況	第三者評価の受審状況	指導指針への適合状況	
		居室区分	介護保険	入居時の要件	利用料の支払方式	居住の権利形態								入居一時金	介護費用の一時金	返還金の保全措置		総額	主な内訳			介護を行う場所	追加費用の有無	重要事項説明書の公開	契約書の公開				管理規程の公開
北海道	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
札幌市	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
宮城県	◎							◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
仙台市	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
福島県	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
郡山市	○						○	○	○	○	○																		
群馬県	○						○	○	○	○	○																		
前橋市	○						○	○	○	○	○																		
埼玉県	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
さいたま市	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
千葉県	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
千葉市	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
東京都	○						○	○	○	○	○																		
神奈川県	◎						◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
神奈川県	○						○	○	○	○	○																		
富山県	○						○	○	○	○	○																		
富山市	○						○	○	○	○	○																		



### 図表 3-⑨ 情報開示一覧表を作成又は公開していない主な理由

- ・ 9年12月通知を承知していなかった。(4都道府県等)
- ・ 平成24年4月の有料老人ホームに係る事務の権限移譲時に、都道府県から当該事務について引継ぎを受けておらず、承知していなかった。(3都道府県等)
- ・ 情報開示一覧表の内容の大半は重要事項説明書の内容と重複する上、後者の方が詳細であるため、作成・公開を行っていないが、独自の様式で作成し、重要事項説明書と一体的にインターネットで公開している。
- ・ 各施設から提出された情報開示一覧表の中には、記載不備があるもの等がみられたが、現体制では十分チェックができないため、公開できる状況になかった。
- ・ 事業者が情報開示一覧表の記載内容を変更した場合、必ずしも都道府県等に報告しているとは限らず、実態と異なった情報が公開されるおそれがあり、行政として責任を持って公開することが難しいことから、公開していなかった。

(注) 当省の調査結果による。



図表 3-⑩ 指導指針の主要 15 項目に対する適合状況一覧を公開している例

施設名： _____		基準日：平成 年 月 日				
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表						
指針項目	該当に○			備考		
<b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>						
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	適合	・	不適合		
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針3(3)に定めるすべての要件を満たしているか。	適合	・	不適合	非該当	
<b>緊急時の安全確保のための項目</b>						
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	適合	・	不適合		
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合	・	不適合		
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合	・	不適合		
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	適合	・	不適合	非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備等(延べ面積275㎡以上の施設においてはスプリンクラー設備を含む。)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合	・	不適合		
<b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>						
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合	・	不適合		
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合	・	不適合		
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	適合	・	不適合		
11	入居時及び1年に2回以上健康診断を受ける機会を提供しているか。	適合	・	不適合		
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	適合	・	不適合		
<b>入居者の財産を保全するための項目</b>						
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	・	不適合	非該当	保全先：
14	前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	・	不適合	非該当	初期償却率： %
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	・	不適合	非該当	
※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。						

(注) 東京都の「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表」による。

図表 3-⑪ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの検索画面



(注) サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムのホームページによる。

図表 3-⑫ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの公開情報

## サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム

※登録は建物毎に行う。5年毎の更新制。

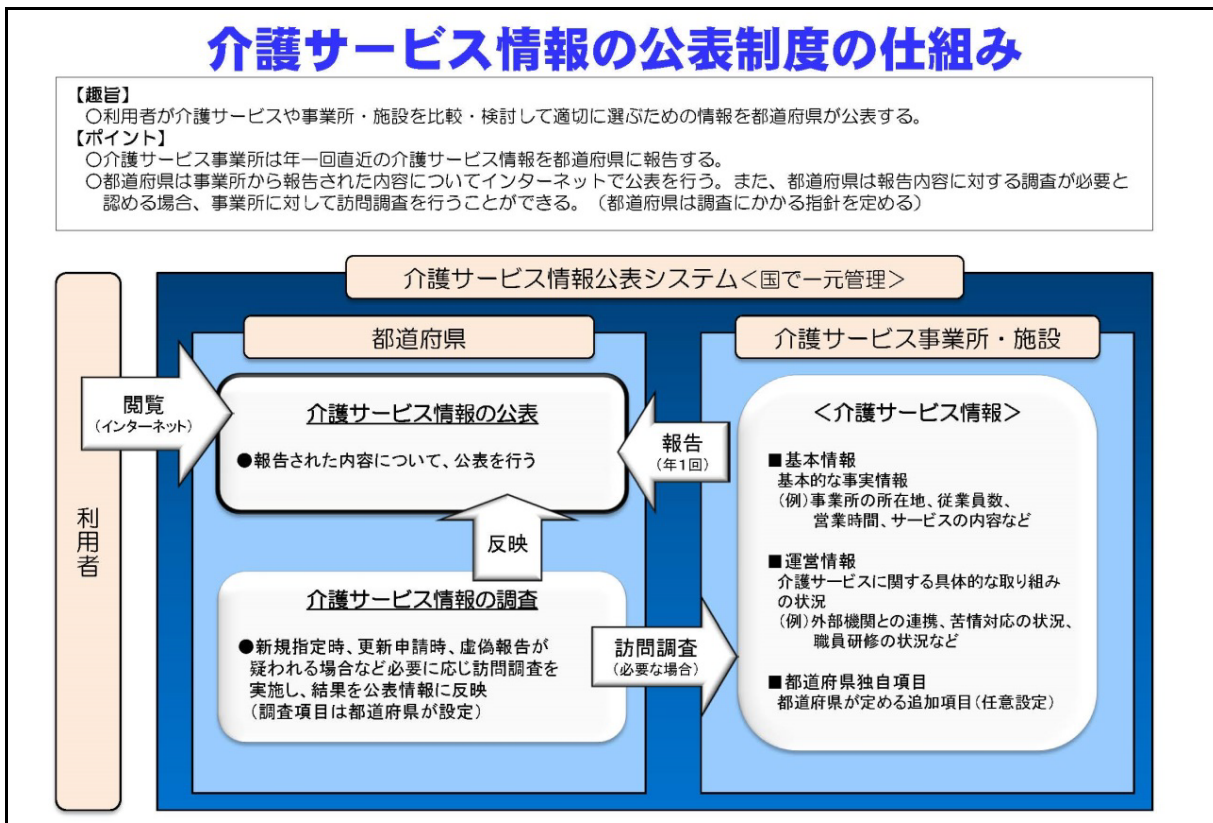
<b>登録事業者について</b>	
○商号、名称または氏名	○住所
○役員の氏名 (法人の場合)	○事務所の名称 / 所在地
	○法定代理人の氏名 / 住所 (未成年である場合)
<b>登録住宅について</b>	
○住宅の名称	○所在地
○敷地面積	○戸数
○居住面積	○構造及び設備
○バリアフリー構造	○敷地/住宅の権原
	○修繕計画の策定状況 (維持管理の方法)
<b>サービスの内容について</b>	
○高齢者生活支援サービスの内容 / 提供形態 (自ら提供 / 委託)	○ (委託の場合は) 受託者の氏名・名称 / 住所
<small>→安否確認、生活相談、食事提供、介護、家事、健康管理</small>	
○常駐してサービスを提供する者の資格 / 提供方法	○緊急通報サービスの内容
○事業所の名称 / 住所 / 連携・協力内容 (登録事業者と異なる者が医療・介護等のサービスを連携・協力して提供する場合)	
○医療・介護等のサービス施設の名称 / サービスの内容 (施設が合築、併設されている場合)	
<b>受領する金銭について</b>	
○敷金、家賃 (共益費含む)・サービスの対価 (以下「家賃等」という。) の概算額	
○家賃等の前払金の有無、概算額	○返還債務を負う場合の保全措置の内容
<b>その他</b>	
○契約形態 (賃貸借/利用権)	○特定施設入居者介護事業者の指定の有無
○入居者資格	○入居開始時期

これらの情報をHPで一元的に提供し、利用者が選択しやすい環境をととのえている

**サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム** <http://www.satsuki-jutaku.jp>

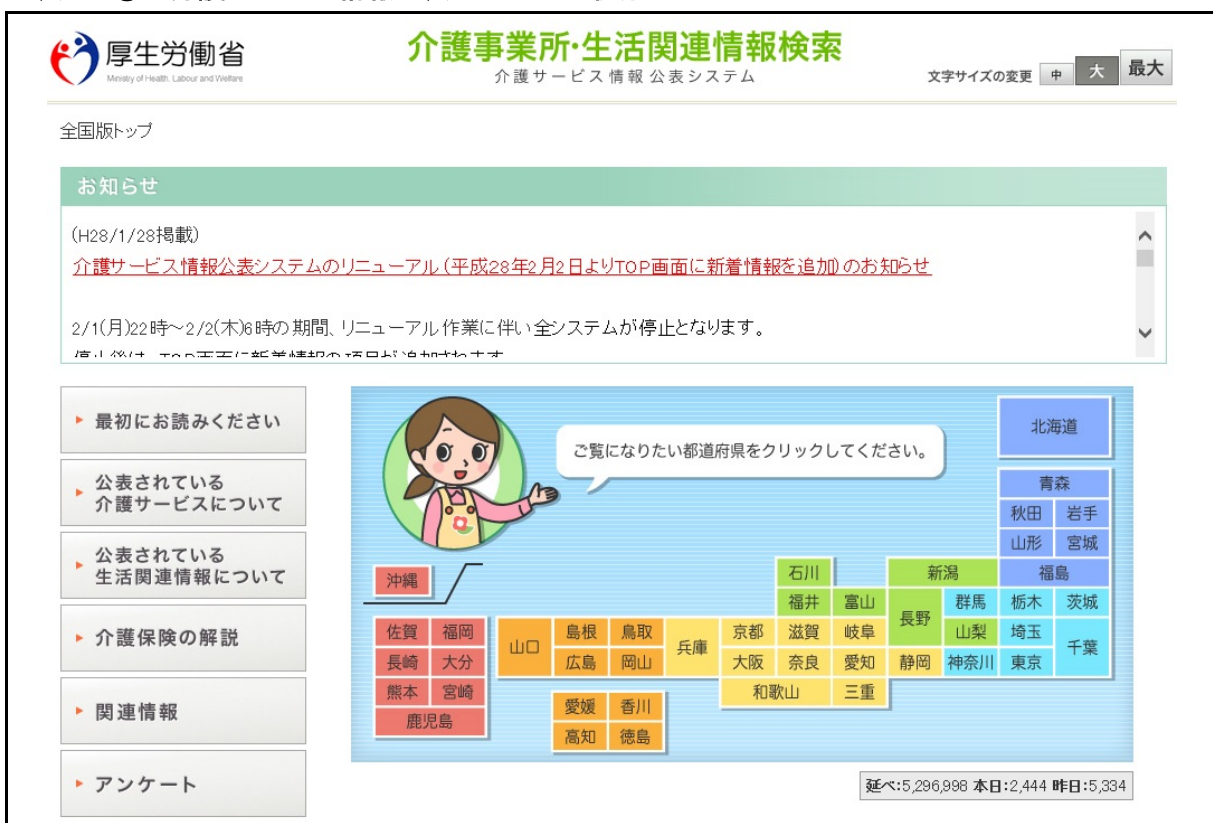
(注) 国土交通省「第1回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成26年9月8日開催)による。

図表 3-⑬ 介護サービス情報の公表制度の仕組み



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 3-⑭ 介護サービス情報公表システムの検索画面



(注) 介護サービス情報公表システムのホームページによる。

図表 3-⑮ 介護サービス情報公表システムで公表されている事業所情報の内容

基本的な項目	事業所運営にかかる各種取組
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所の名称、所在地等</li> <li>2. 従業者に関するもの（職種別の従業者数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数、経験年数等）</li> <li>3. 提供サービスの内容（運営方針、サービスの提供実績、苦情対応窓口の状況、サービスの特色、利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）</li> <li>4. 利用料等</li> <li>5. 法人情報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の権利擁護の取組</li> <li>2. サービスの質の確保への取組</li> <li>3. 相談・苦情等への対応</li> <li>4. 外部機関等との連携</li> <li>5. 事業運営・管理の体制</li> <li>6. 安全・衛生管理等の体制</li> <li>7. その他（従業者の研修の状況等）</li> </ol>

（注）介護サービス情報公表システムのホームページ、介護保険法施行規則の規定等に基づき、当省が作成した。

図表 3-⑯ 有料老人ホームの情報提供の充実に関する都道府県等からの意見

- ・ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）については「介護サービス情報公表システム」、サ高住については「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」が整備されているが、住宅型有料老人ホームについては、情報開示のシステムが整備されていない。有料老人ホームの利用者にとって分かりやすい情報提供を行うには、これらを一本化した情報提供システムの整備が望まれる。
- ・ サ高住については、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」により、全国の登録住宅のサービス内容等の検索が可能となっている。有料老人ホームについても、入居者保護の観点から、このようなシステムの構築について検討を進め、全国的に統一したフォーマットを定めた情報公開システムのようなものが整備できれば良い。

（注）当省の調査結果による。



図表 3-⑪ 「介護離職ゼロ」の実現に向けた緊急対策におけるサ高住等の整備計画の概要

○ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議）＜抜粋＞

Ⅱ. 緊急に実施すべき対策

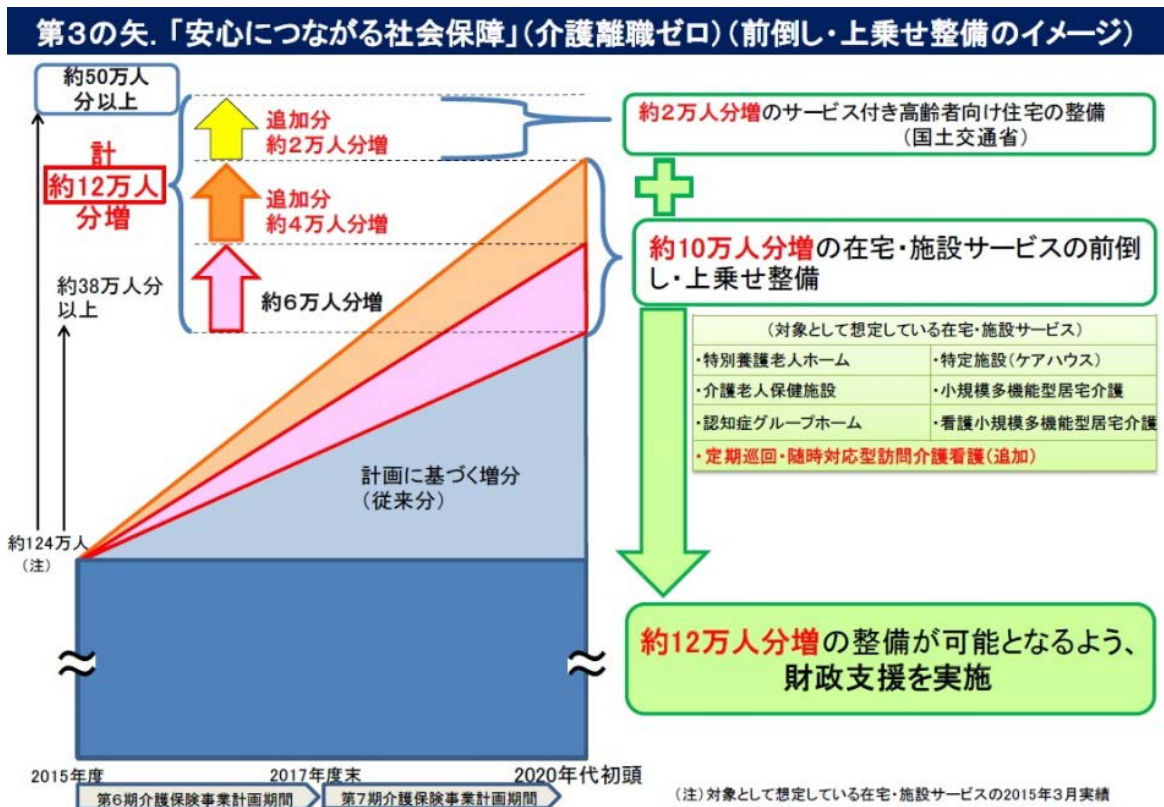
3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

■ 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

○ 2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、現行の介護保険事業計画等における約 38 万人分以上（2015 年度から 2020 年度までの増加分）の整備加速化に加え、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約 12 万人分前倒し・上乗せし、約 50 万人分以上に拡大する。【特に緊急対応】

○ サービス付き高齢者向け住宅の整備を加速する。加えて、当該住宅に併設する地域拠点機能の整備も支援する。【特に緊急対応】

○ 「介護離職ゼロ」の前倒し・上乗せ整備イメージ＜抜粋＞



(※) 内閣官房「第3回一億総活躍国民会議（平成 27 年 11 月 26 日開催）資料」による。

(注) 下線は当省が付した。